

行政区に (自治会・町内会)

- 阿見町に **転入** された方へ
- 町内で **転居** された方へ
- 行政区に **未加入** の方へ

加入しましょう



行政区(自治会・町内会)は、快適で住みよいまちづくりのため、地域にお住まいの皆さんで運営している組織です。

地域生活での困りごとや心配ごとの解決、また災害などの不測の事態に対応する際にも、町民の皆さんの身近なよりどころとなる大切な組織です。

ぜひ行政区に加入しましょう。

あなたの行政区は

区長さんのお名前

区長さんの電話番号

です。

行政区への加入については区長さんにご連絡ください。

裏面もご覧ください

行政区の活動の例 ※行政区によって活動内容は異なります

身近な情報
の発信

防犯や防災
の活動

災害時の助け合い



ゴミ集積所の
設置や管理

ごみ拾いや草刈り



よくあるご質問

Q 加入するメリットは何ですか？

A 「より身近な情報が得られる」「活動を通して知り合いが増える」という声や、「街灯の設置など町への要望がしやすくなる」「災害や犯罪が起こった際に協力し合えるので安心」といった声をお聞きしています。

Q 行政区に入らないとゴミ集積所を使えないのですか？

A ゴミ集積所は、行政区で設置・管理しており、(アパートやマンションへの設置を除く)メンテナンスも行政区で行っています。

ご利用のルールは行政区によって異なりますので、ご利用の方は、各行政区の区長に必ず承諾を得てください。

Q 区費はいくらですか？

A 区費の金額は行政区によって異なります。

防犯や防災の活動、ゴミ集積所の設置や管理、公会堂の維持管理など、行政区の活動に使われます。

行政区未加入の方へ

生活に密着した防災・防犯、ごみ集積所の維持管理等の、行政によるきめ細かな対応が難しい場面では、行政区の役割が重要となります。

特に大規模な災害の際には、行政区のような住民が運営する組織の存在が、被災時の救命救急やその後の被災生活で大きな助けとなります。

ご近所同士のお付き合いのためだけでなく、「あなた自身のため」にも、日頃から地域との関係づくりをしませんか？

○この資料については、以下の連絡先にお問い合わせください。

・行政区に関すること

町民活動課 (阿見町中央1-1-1 阿見町役場2階)

☎029-888-1111(内線272)

・ゴミ集積所に関すること

廃棄物対策課(阿見町追原2731-2 霞クリーンセンター内)

☎029-889-0091

町HPで情報を
掲載しています

